新しい学習指導要領 生きる力 学びの、その先へ

# 各都道府県・指定都市等の取組事例 (学校飼育動物について)

文部科学省初等中等教育局教育課程課

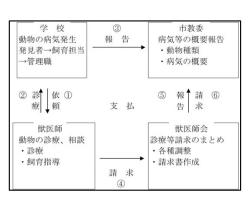


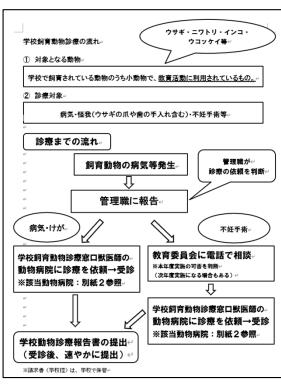
# 主に管理や繁殖、施設や環境に関する取組①



# A市の取組

市が獣医師会と委託契約を締結し連携することにより、学校で飼育される動物の診療、飼育指導及び飼育相談等を行い、各学校 飼育」が適切な動物飼育ができるようにした。その際の診療費等は、学校が負担することなく市が獣医師会に支払う。なお、協力体制や事務上の手続きをフローチャートで示すことで、スムーズに連携を図ることができた。





### B県の取組

県獣医師会との連携した「モルモットのホスティング 飼育 |

- ・獣医師会が学校にモルモットと飼育設備一式を 一定期間貸し出す。
- ・長期休暇中(夏休み・冬休み)は、獣医師が預かることも可能。
- ・けがや病気の場合は獣医師が引き取り、無料で治療を行う。

### C市の取組

本市では、獣医師会と契約し、ウサギやモルモットなどの飼育動物について、学校が要望する日に獣医師が健康診断(年1回)を行う。さらに、リクエストすれば、その際に、生物の管理の在り方等、生活科の学習内容にも関連付けた話を子供たちにしてもらうこともできる。診療についても、3万円以下の場合は学校負担なく、必要な時に行うことができる。これらのことについて、対応フローを学校に示し、担当者が速やかに行えるように配慮している。

# 主に管理や繁殖、施設や環境に関する取組②



# D県の取組

動物飼育相談体制の構築

学校が必要に応じて動物飼育に関して獣医師に電話で相談し、 または獣医師による訪問指導が受けられるよう体制を整備してい る。訪問指導に係る謝金及び旅費については、県が負担している。 内容に応じて電話相談と訪問指導の両方を効果的に活用して いる学校がある。相談体制について、さらに周知を徹底する必要 がある。

#### <電話相談>

適切な飼育場所の整備や在り方、動物の病気予防や児童のアレルギー対策、地域や保護者に対する動物飼育の理解促進 <訪問指導>

動物の健康診断、飼育環境(施設の整備、世話の仕方等)

■ 動物飼育促進のための管理職研修

市町村(政令市を除く)立小学校の新任教頭研修において、 動物飼育の教育的意義や衛生管理の方法等について理解を深めるために獣医師を講師とした研修を実施している。

#### <研修内容>

動物飼育の教育的意義、衛生管理の在り方、飼育改善のための具体的方策、疾病等への対応

### E県の取組

- 「モルモット飼育モデル校」を募集して、獣医師会が飼育支援を 行っている。
- 獣医師が学校に出向き、教師や 児童に飼育動物に関する話をし たり、長期休みの持ち帰りをする 場合は保護者等への説明会を 行ったり、飼育動物が亡くなった 場合は原因の説明や「喪の授 業」を行ったりしている。
- 獣医師会や動物病院が出前授業、飼育相談、診療、治療などについて、無料で支援する体制を作っている。
- 年に2回、学識経験者や獣医師団体、関係行政団体等が集まり、 県動物愛護管理推進協議会を 開催し、動物愛護管理推進の 充実について話し合っている。

# 主に管理や繁殖、施設や環境に関する取組③



# F市の取組

学校飼育動物診療・治療

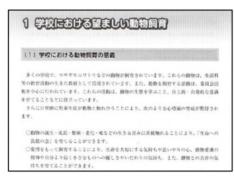
獣医師会と連携を図り、学校で飼育している動物について、診療・治療が必要な場合には、その治療費を市で負担している。 学校飼育動物診療協力病院として、市内にある動物病院と連携を図っている。

学校飼育動物巡回診察治療

学校での適切な飼育活動を推進するため、獣医師による巡回 診察治療を実施している。巡回の際には、教育委員会の指導 主事も随行することで、各学校の飼育の状況と課題を把握して いる。巡回は年1回に実施しており、診察治療と同時に、獣医 師により飼育についてのアドバイスをいただいている。

■ 学校飼育動物Q&A

学校における動物飼育の意義や動物の飼育方法についてまとめた資料を作成し配布している。〇〇市獣医師会と連携して作成をした。





# G市の取組

■ 市飼育動物介在教育推進協議会の 設置

教育委員会、小学校長会及び獣医師会の連携を図り、飼育舎での動物飼育をサポートするシステムの構築や飼育動物介在教育に関する事業について協議を実施している。

- 獣医師会診療委託
  - 学校で飼育しているウサギやニワトリなどの動物の疾病やけがおよび去勢手術等について、獣医師会に委託し、どの学校の動物の診療も、学校は無料で受診できるようにする。
- 学校飼育動物定期健康診断事業 学校で飼育しているウサギの健康診 断および飼育指導を担当獣医師の 医院にて、年間70校程度実施している。

# 主に管理や繁殖、施設や環境に関する取組4



## H市の取組

獣医師会との連携(飼育動物のふれあい教室)

毎年、各小学校に希望を募り、市の獣医師会から獣 医師とスタッフが学校を訪問。生活科の一環として、 小動物とのふれあい、お世話の仕方を学ぶ機会をもっ

ている。児童は実際に小動物を抱っこし重さや温かさを感じたり、聴診器で心音を聴いたりし、生命を実感し大切に育てようとすることができる。



# I県の取組

- 県動物指導センターの取組
  - ・動物飼育委員の児童等を対象に、動物飼育上の基本、動物種別の特徴、飼育上の注意点等の講習会や雌雄鑑別法、心音聴診などの実習を行っている。
  - ・担当教諭を対象に、動物を取り扱う上で必要な基本的知識(動物種別の特徴、ウサギ、ニワトリ、モルモット等の取り扱い方等)を習得するための研修会を実施。



# J県の取組

- 県立○○動物園では、教育普及活動として、「なかよし 教室」「教育施設対象移動動物園」の取組を行っている。
- 「なかよし教室」は、動物園内で、モルモットなどの小動物と触れ合い、接し方や飼い方について楽しみながら学ぶことができる。
  - 「教育施設対象移動動物園」は、飼育員が小学校を訪問し、動物や標本などを利用した実物教育を行う。様々な動物の写真と人工哺育用のセットを用いて、動物の赤ちゃんについて学んだり、聴診器を使ってウサギの心音を確認したり、動物の体の仕組みについて学ぶことができる。事前に飼育員と詳細な打合せを行うことで、授業のねらいを共有したうえで、体験活動を実施することができる。

### K市の取組

■ 市立○○動物園では、期限付きモルモット貸出事業を 実施している。学校は、動物園から3匹のモルモットと飼育ケージを借用し2ヶ月半の間、教室内で飼育した。な お、土日の世話は希望する家庭にホームステイした。

# 主に管理や繁殖、施設や環境に関する取組⑤



### L県の取組

■ 学校動物飼育推進校の指定 獣医師等との効果的な連携の在り方について検討し、 実践している。各推進校での成果をHPで発信し、普及・啓発している。

#### 【実践例】

- ・飼育動物の衛生管理を適正に行っていくに当たって、 学校担当獣医師から飼育動物の健康診断や飼育環 境についての指導・助言等の支援を受けた。
- ・生活科における継続的な動物飼育に係る指導方法を開発する等、生命の尊さを理解させ、動物愛護の心を培う体験活動に取り組んだ。体験活動の実施に当たっては、学校担当獣医師から支援を受けた。
- ・動物の適正な飼育や動物愛護の心を培う体験活動 の実施に向け、研修会を行った。その際、学校担当獣 医師から、動物飼育に関わる専門的な内容について指 導を受けた。
- ・飼育動物が死亡した際、児童に生命の尊さを伝える 取組を実施した。また、学校担当獣医師から、遺体の 検案、埋葬場所の準備、埋葬の処理などについて支援 を受けた。

# M県の取組

小動物飼育指導担当教員研修の実施 【対象】

> 県内の小学校及び義務教育学校の教員で、研修 を希望する者

#### 【内容】

#### ア講話

- ・小学校における小動物の飼育方法
- ・学校と獣医師との連携の在り方
- ・小動物の飼育を通した心の教育

#### イ 実地研修

- ・小動物とのふれあい方に関する体験
- 獣医師派遣による研修の実施

### 【対象】

希望する小学校及び義務教育学校 【研修内容】※以下ア、イ、ウから選択 ア出前授業(生活科等の授業における小動物と のふれあい教室)

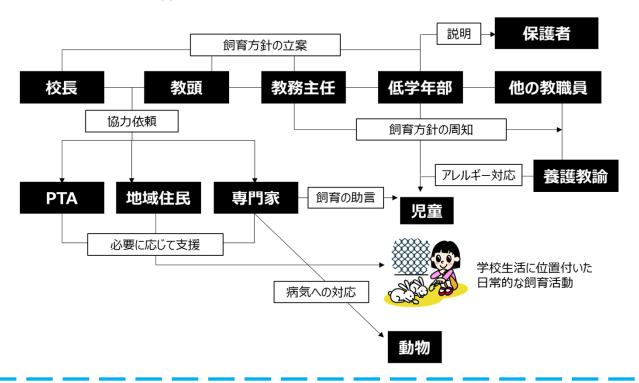
- イ 訪問指導(昼休みや委員会活動における飼育 方法や飼育小屋の環境改善に関する指導等)
- ウ 教員への研修(学校で飼育している小動物に 合わせた飼育方法等に関する研修)

# 主に休日や長期休業中の世話に関する取組①



### N県の取組

- 学校として飼育する動物について、管理職等を含めた「飼育チーム」体制をつくった。
  - ・校長と低学年部が飼育方針(飼育に係る経費の検討を含む)を定め、学校全体で共通理解する。また、週休日、長期休業中の飼育動物の管理についての方針を定める。
  - ・教頭は低学年部の飼育の状況を確認しながら、獣医師など外部の専門家や地域住民との協力体制をつくる。また、動物の飼育に適した環境を整える。
  - ・低学年部は養護教諭と連携し、児童の動物アレルギーの状況について確認する。
  - ・低学年部は飼育方針に基づき、組織的・計画的な飼育活動を行う。
  - ・学校で動物を飼育することの意義や方法等について、保護者に周知する。



# 主に休日や長期休業中の世話に関する取組②



# O校の取組

#### (教職員の負担軽減)

地域の方に、毎朝の飼育小屋の清掃や当番児童との 飼育活動をボランティアとして依頼した。また、土日の世 話は、親子ボランティアを募って組織し、保護者と児童が 協力して世話をした。長期休業中の小動物はホームス テイにした。生き物の飼育をしていない家庭からは喜ばれ た。

# P県の取組

地域の方の協力で飼育小屋が建てられ、地域との良好なつながりを保ちつつ、現在も飼育が続けられている。 今後は、地域学校協働本部等のコーディネート機能を活用し、地域の方に飼育小屋の清掃等にボランティアとして参加いただく、獣医師会と連携を図る等の持続可能な工夫が必要であり、必要に応じて指導助言を行いたいと考えている。

# Q県の取組

飼育をするためには、組織的な取組が有効である。県では、コミュニティー・スクールが核となり、本県独自の地域協育ネットの仕組みを生かして、社会総がかりで子どもの学びや育ちを支援する地域と連携した教育の充実を図っている。そこで、学校支援として、地域の方に学校飼育動物の世話についても協力をお願いすることがある。特に、休日や長期休業中の世話について連携を図ることがある。

# R県の取組

- I 飼育することで、どういう資質・能力の育成が期待できるのかを明確にしたうえで、地域と保護者の理解を得ることが前提。安全面の確保、休日の当番の負担等を十分に配慮する。
- 担任の責任だけでなく、学校として支えていく。地域の方々への理解を仰ぐためには、校長から地域の方へ説明することや地域へのお願いそのものを児童の学習活動にすることが考えられる。